6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Jun Nakamura Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Reiwa 3rd year Construction work of rebuilding the Kurume highway office and two other places in Kyushu Expressway

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 26 April 2022 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 26 April 2022. if by mail, 4 : 00 P.M. 26 April 2022)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 29 June 2022 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 29 June 2022. If by mail 11 : 00 A.M. 29 June 2022)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Yasuaki Takamori Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited 3―13―15, Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture, 812―0013, Japan. TEL. 092―260―6115

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年３月28日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北大学（青葉山３）放射光研究拠点施設新営工事

⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468―１他　東北大学青葉山３団地構内

⑷　工事概要　本工事は、青葉山３団地において放射光研究拠点施設（ＲＣ造（免震構造）、地上４階建て、延床面積　約4,000㎡）の新営工事を行うものである。なお、関連する電気設備、機械設備工事については、別途発注する予定である。

⑸　工期　令和６年１月31日（水）

⑹　使用する主な資材等　コンクリート　約5,560㎥、鉄筋　約790ｔ、板ガラス　約480㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年　法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難い者で、紙入札方式を希望する場合は、紙入札承諾願(様式任意)を発注者に提出しなければならない。電子入札は、文部科学省入札システムホームページ(http://portal.ebid02.mext.go.jp/top/)の電子入札システムにより行う。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日　文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。

⑷　元請として、平成18年度以降に完成した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者

・構造　鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又はＰＣ造
・階数　２階建以上
・規模　延床面積2,000㎡以上
・用途　庁舎、校舎、教育施設、研究施設又は診療施設
・新営又は改修の別　新営
・工種　建築工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・構造　鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又はＰＣ造
・階数　２階建以上
・規模　延床面積1,000㎡以上
・用途　庁舎、校舎、教育施設、研究施設又は診療施設
・新営又は改修の別　新営
・工種　建築工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣若しくは建設大臣が認定した者。

②　平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した下記に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

・構造　鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート又はＰＣ造
・階数　２階建以上
・規模　延床面積　2,000㎡以上
・用途　庁舎、校舎、教育施設、研究施設又は診療施設
・新営又は改修の別　新営
・工種　建築工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、施工場所から10km以内又は東北大学が発注する仙台市内の同一工種工事については、主任技術者の兼務を２件まで認める。また、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を２件まで認める。